

南京国民政府成立期の「廟産興学運動」と仏教界

——寺廟産・僧侶の「有用」性をめぐって——

大平浩史

はじめに

無惨な情景—

近代の中国仏教は、外面的な観察者には迷信、呪術、偶像崇拜からなる醜悪な情景をあたえるにちがいない。…僧侶は無知と腐敗の悪名が高く、寺院は貧困な状態で維持されているか、営利主義の状態に浸りきっているかである¹⁾。

近代中国の各種宗教を跡づけたウィン・チット＝チャンは、仏教界についてこう述べる。このような状態にあった彼らの寺廟財産を社会的に役立てるため、教育等の費用に転換しようとする「廟産興学」の問題²⁾が清末以降中華民国期の仏教界には絶えずつきまとった。張之洞『勸学篇』外篇第三「学堂設立」³⁾により誘発されたという⁴⁾廟産興学によって、仏教界はその対応を迫られていった。

南京国民政府が成立した頃も廟産興学についての報告は各地で見られた。例えば、「中国の寺院を改めて学校を建てるべきだ」と主張した馮玉祥が、開封の寺廟を破壊し僧侶を殺害・放逐しその寺領の田産を没収した、と伝えられている⁵⁾。寺廟から学堂等への転換は、中には平和的妥結によって行われた例も見られるが、多くは権力による「強奪」であった⁶⁾。

このような困難な状態にあった近代の中国仏教界に「改革」を加え、中国社会の変革に対応できる仏教形態の確立を目指した最も有名な人物こそが太虚⁷⁾である。彼は仏教改革運動を展開して出家僧たちに「仏教教育」を施し、「伝統的」な徒弟制による継承を改変して組織化を図る整理僧伽⁸⁾制度論を主張しながら、僧侶養成機関の実現にも成功した⁹⁾。

筆者が注目する19世紀末から20世紀にかけて中

国で起こった仏教改革運動は、現代の中国仏教に関する問題¹⁰⁾を考える際にも、歴史的事実との関連からいって目を背けることはできない。そのことはすでに足羽與志子氏にも指摘されている通りである¹¹⁾。また古くから中国社会に浸透してきた仏教は、近代の社会においても無視することはできないはずである。それ故に、仏教界に起こった問題と中国社会の変化との関わりを考えることは、ひいては中国の「近代化」というものを考える手がかりにもなるだろう。だが、決して多いとはいえない近代の中国仏教界に関する研究¹²⁾に目を通すと、大抵は仏教界「内」の動向に焦点を当てる傾向にあり、その関心を中国社会の歴史的变化との関わりに置いたものはほとんど見られない。

しばしば「近代化」とも「復興」とも形容されることの多い仏教改革運動は、中国社会の変革とどのような関連があったのだろうか。また旧来からの「伝統的」な生活形態を保っていた仏教界は、近代における中国社会の変革とどのように向きあっていたのだろうか。さらにいえば、こうした考察において重要なことは何なのか。これらの問いは、中国仏教界の「改革」「復興」「近代化」とは何であるのかを考えていくうえで、まず確認すべき事柄ではないだろうか。

以上のような問題意識を発端に、本稿では南京国民政府が成立した頃に再燃したいわゆる廟産興学運動をとりあげたい。1927年4月に南京で樹立した国民政府の方針は、「国民」が「民権」を行使できるよう政治的能力を政府が訓導する「訓政」時期¹³⁾に突入していく。国家再建の急務達成を目指した国民政府統治下では、社会・経済の組織を改良し、貧富の格差の消滅を目指した民生主義¹⁴⁾が叫ばれた。そして教育が一切の建設の基礎と考えられ、教育宗旨や教育標準が求められ、三民主義教育が教育界の

重要な課題とされていった¹⁵⁾。こうした国家建設を目指す動きの中で、1928年春に南京国立江蘇大学(のちに中央大学と改称)教授邵爽秋¹⁶⁾は「廟産興学運動」¹⁷⁾というパンフレットを発表し、「建設の計画がこのように重要な時、我々は僧侶達に全ての廟産を手放させ、教育の開設に利用できないだろうか?」と世論に訴えた。邵爽秋の発案後に各地で実行された廟産興学の活動は、国民政府の「迷信打破運動」と重なり広がっていった。その中で僧侶達は激しい破壊活動の渦に巻き込まれた。太虚ら仏教界の改革を唱える者たちは、その間一貫して旧来からの寺院生活を「整理」することを訴えていった。そして一連の「廟産興学運動」を経て、その後の仏教界「内」では改革を唱える太虚一派と保守派との大別が顕著となっていったのである。

急激な変革期にあった当時の中国社会の中で、邵爽秋の発案を発端とする一連の「廟産興学運動」が僧侶たちに突きつけたものとは一体何だったのであろうか。あるいは、政治世界といった仏教界の「外」部が彼らに求めたものは何だったのか。近代の中国仏教の変革を見ていく上で、まずこの点について本稿では明らかにしたい。またこれらの問題は、従来あまり明確ではなかった民国期仏教界の様相を、いささかでも描き出す糸口ともなるはずである。

第1章 「廟産興学運動」の発案と仏教界

本章では、邵爽秋の提出した「廟産興学運動」に仏教界が対応を迫られていった最初の過程を追いたい。まずは邵爽秋の廟産興学案からみていきたいが、その前に仏教界の背景を確認しよう。

当時の仏教者には居士と僧侶が存在した。居士とは出家せず俗人のまま仏道修行する者のことで、すなわち在家信者のことを指す¹⁸⁾。僧侶は寺院・伽藍を有し剃髪を行う出家者を指す。居士は、仏教学者といった高い教養を持つ者や社会的成功者を中心に人々から尊敬を受けた。例えば、居士らによる仏教団体として名を知られた「世界仏教居士林」において林長を務めた施肇曾は、「大陸縦貫鉄道として有名なる、海蘭鉄道会社の総辦」であったと伝えられ

る¹⁹⁾。この世界仏教居士林は、供養・祈祷等の仏教事業や布教活動のほか、臨時に「施薬・施医・施衣・施米等」を行った²⁰⁾。「慈善事業」等を行い僧侶の扶助を行うこともあった彼ら居士の行いは社会的尊敬を集め、「世間的仏教」²¹⁾とみられた。それに対し僧侶らは、自己の修養に専念し、自ら社会に出て事業を行うことは極めてまれだった。僧侶自身もこれを好まないとともに仏教信徒もこれを歓迎せず、ましてや政治的社会的に活動するような僧侶を一般の人々はかえって嫌悪する傾向にあった。よって僧侶が自発的に人々の面前で経典を講じたり説教を試みるということはまれで、その行いは「山林仏教」とみられた²²⁾。居士が「世間的仏教」として社会的信頼を高めるのに対して、僧侶らは終日座ったまま経を詠みする事もない「厭世・遁世・清浄無為」の代表のように考えられ、「寄生虫」のようにみられた²³⁾。このように同じく仏教を担う者であっても、居士と出家者とはその社会的評価がかなり対照的であった。その僧達の中でも、寺院に残る者は戒律を固く守り教養のある僧侶の主要人物に限られた。寺院生活を見限った者は、托鉢・呪術・「詐欺まがい」の行為による生活を選び、「まっとうな」僧侶や一般の人々から軽蔑された²⁴⁾。大まかに言って、こうした成員らにより出家者の集団は構成されていた。

多くの廟産興学がそうだったように、邵爽秋はこのような状態にあった僧侶の所有する寺廟財産を、教育振興のために“活用”することを訴えたのであった。これが法令として実現すれば僧侶達にとっては死活に関わる現実的な問題となるため、僧侶達には「爆弾的威力」が与えられる危機となった²⁵⁾。

廟産興学の案を提出した邵爽秋は、その理由を、中国の教育問題はほとんど経費困難に由来するが「立国の根本」である教育を停止することはできないからと説明した。アメリカのコロンビア大学で教育博士の学位を取得し、1930年代に「民生教育」問題に従事したことで知られる彼は、教育振興の立場から経費困難の打開策として以下の四点を示した。

- (1) 僧尼らは多くの財産を有し、無視できない勢力を具えた特権階級に変化した「僧閥」である

ため打倒せよ

- (2) 無知な子供が困窮のために山門に入れば、ただちに終身監禁の牢獄に入ることと同様で、何ら生を謀る能力もない「僧衆」となるためこれを解放せよ
- (3) 今や中国で唯一の「大資本家」となった「僧閥」の多額の資産を是非とも「正当の用途」に利用できるよう廟産を整理せよ
- (4) 「立国の根本」である教育が様々な紛乱を起こすのは経費困難のためである。廟産を投げ出させ全てを移し、悉く教育に使い教育を開設せよ²⁶⁾

その実施方法や対策は、主に以下のような事が提案された。

- ・国民政府によって速やかに「廟産委員会」を組織し政府が全て管理を行うこと
- ・一部の廟産は「名山勝跡」を保管するために充て、余りを全て教育費に充てること
- ・教育振興に充てられた廟産は全て教育基金とし全国の教育行政を統轄する大学院²⁷⁾が委員会を組織して保管すること
- ・情操教育を提唱して宗教の代わりとすること

これらに加え、案の実施の釈明については、以下のように述べた。まず党綱の「信仰の自由」については、大多数の僧は家庭貧困のため幼少の頃から預けられ今日に至る者で、真の仏教信奉者は僅かなのに、どうしてこれが信仰の自由なのかとむしろ問いかけた。また彼が申し出る所は過剰の廟産にあり、決して「民衆」の仏学研究を阻止するものではないと強調した。さらには張之洞「勸学篇」を引用し、廟宇を校舎に転用することはすでに通例となっており、「人々の耳目を騒がすものではない」とした。以上を述べて、速かに各地で団体を組織し「廟産興学運動」を提唱・促進することや、各団体を連合して全国教育会議で建議すること、政治的運動を行って目的を達成し中央に規定を定めるよう求めること、転じた廟産は永久基金にすること等を訴えた。以上の提案は、邵爽秋自身も断っているように、一時しのぎの「窮人の盗飯」であって根本的解決をもたらすものではなく「正当の方法ではない」ことを前提とした要求だった²⁸⁾。もっともそれは、先に(3)

で廟産の転用を「正当の用途」と認めていたことと同様に、教育界側の立場から述べられた意見であった。教育費捻出の一政策として彼の案は、1928年4月20日頃には江蘇省各県から江蘇大学²⁹⁾を經由して大学院に向かい、その実施を求められた。その頃江蘇省教育局長会議では江都・高郵・丹徒三県の局長が推薦され、「廟産興学運動委員会」の組織化が行われ、方針の一切が決定された³⁰⁾。邵爽秋の発案した「廟産興学運動」は一学者の提案であったにも関わらず、江蘇省各地で実行に移されつつあった。この案の実行に勢いをより与えたのが、国民政府内政部長³¹⁾ 薛篤弼の新聞表明だった。

全国教育大会で提案するために、僧寺を学校に改める案を起草していると報じられた³²⁾ 薛内政部長は仏教界より真相を求められ、この計画はないと『申報』（4月20日）紙上で一応言明した³³⁾。そして党綱上には「信仰の自由」の規定があり、仏教を否定するわけではないとの見解を示した。だが仏教信仰は「国民の自由」に属するものの、仏教を僧侶や少数信徒だけの専有物とせず、その社会的効能を広く発揮するよう促した。

仏により、…社会人類は均しくその指導を受け、その利益を蒙り、人心を感化し、風気を変え、社会を改良し、国家を改造するといった効用を具えれば、間違いなく仏教の信徒であることを羞じることにならない。

薛内政部長は、それが発揮できなければ社会に無益であるだけでなく、また仏教の本旨を失うものだと附言した。また彼は「現在の科学唱明の時代には、当然人民の知識を向上させるためにも自ら迷信打破に着手し、社会の進化を促さねばならない」と迷信打破の方針を表明した。よって行政上は迷信打破にあるため、「迷信に波及し人類の進化を妨げる不正当な信心ならば、当然干渉を加えるべき」だと断言した。さらには僧侶たちの具体的な社会活動の乏しいことを「耶蘇教徒」が「学校を設け、或いは病院を設ける」ことと対比して、「翻って仏教を信仰する者を見ると、上の者は自身のみを修め、その下の者は寺廟を借用して生活の糧とするだけで、その下

で甚だしい者は廟宇を恥を忍ぶ場所としている」と指摘した。以上のように見解を述べ、仏教界の責務を薛内政部長は以下の二点に示した。

- (1) 仏教を整頓し、仏教を改良する責任を負うべきである。
- (2) ただ消極の信仰のみを行うべきではない。一歩進めて積極の工作を行うよう努力すべきである。自ら廟宇にある建物や田産の供与できる分量を考え、各種の学校・平民図書館・平民医院・貧民工場等を興弁せよ³⁹⁾。

仏教界の「整理」と、後に「公益」³⁵⁾ 或いは「慈善事業」と認められた³⁶⁾ 以上の責務により、国家建設や社会進化のただ中であって寺廟没収を免れるためには、仏教者が自発的に仏教界や寺院の「整理改革と諸般の社会事業を興すことで、外界からの批判を封ずる方法を取らねばならなくなった」³⁷⁾。さらにはこの事を支持するかのようには江蘇省内の教育行政を管轄する江蘇大学が、邵爽秋の廟産興学案は政府の意向を伝える薛内政部長の主張と同様の主旨であるから政治の力によって実現することになるだろう、と報じた³⁸⁾。案は全国教育会議に提出されることにもなった³⁹⁾ 邵爽秋の提案は薛内政部長の主張と重なってにわかに法令化の現実味を帯び、各地の僧侶に衝撃を与えたのだった。

衝撃を受けた各地の僧衆は真実がはっきりとせず、広く不安と混乱に陥った。そして入り乱れながら団体を組織し、上申して保護を請願した⁴⁰⁾。各地ではこれをきっかけに多数の仏教雑誌が創刊され、この問題について論議が行われた⁴¹⁾。薛内政部長への反論も江浙仏教連合会⁴²⁾ 等から唱えられた⁴³⁾。こうした反論は、大体以下のような主張だった。

政府は教育を提唱し、成果を挙げることを党の急務としているが、甚だ深く広大な仏法を特に保護すべきである。党綱の対内政策と照らしても、人民には信仰の完全な自由権を確定している。僧寺は研究・学習・信仰の根本となる。もしいったん学校と改めれば、完全に自由を失われる。政府は宗教の保護を広く伝え命を明らかにし、威信を維持することを請う⁴⁴⁾。

浙江省では浙江仏教連合会が発足し「信仰の自由」を掲げ、浙江省内の教育行政権を管轄する浙江大学が議決した、寺産の四分の一を提供すべき案から保護を受けられるように国民政府・省政府へ求めた⁴⁵⁾。5月7・8日には、上海・蘇州・南京・鎮江・江北・常州・寧波・普陀・杭州・嘉興・湖州・紹興・蕭山から僧侶・居士らが集合し、江浙仏教連合会が開かれた。また委員28名を選んで僧伽整理委員会を組織し、仏教界の生活全般に関わる「僧伽制度」の改革を図りつつ、積極的に教育・社会事業を行うことを、国民政府・内政部・大学院等にその設立とともに上申した。また代表を派遣して全国教育会議の寺産処分案を取り消すよう求めた⁴⁶⁾。

仏教界が戦々恐々となる中、懸念の廟産興学案は全国教育会議（5月15～28日）では保留され、内政部の審議に移った⁴⁷⁾。内政部は党綱の「信仰の自由」を考慮し、これを教育に関する範囲内のものとみなし、僧侶が自発的に興学を行えるよう各地の教育行政機関が指導を加え、決して勝手に寺産処分を行ってはならないと決定した⁴⁸⁾。

また6月23日に、仏教改革を唱える太虚は蒋介石と面会し、「時代の思潮」と「国民生活」に適した「僧・俗両界の仏学団体」を組織し国家のために尽くすことを訴えた。賛意を得て補助金を受けた太虚は、全国的な組織化を目指した中国仏学会の発足に向け全国仏教代表会議を提案した⁴⁹⁾。薛内政部長からも賛意の表明を受けた中国仏学会は⁵⁰⁾、同年8月7日の『申報』紙上で、江蘇大学改め中央大学の訓令した寺産処分案は党綱の「信仰の自由」に背くものであると訴えた⁵¹⁾。仏教界の全国的組織化を目論みつつ、太虚は宗教整理委員会を設け全国の各宗教を「整理」すること等を内政部に求めた⁵²⁾。これは内政部で採用され⁵³⁾、寺廟方面の整理に関して寺廟調査・戸口調査・不動産登記等を行う「寺廟登記条例」が10月2日に公布されることになった⁵⁴⁾。ここへきて邵爽秋が発案した以降の廟産興学の問題は、一応の目処がついたと仏教界は受けとめた⁵⁵⁾。

教育費問題の一打開策として提出された邵爽秋の「廟産興学運動」は、薛内政部長の新聞表明を経て勢いを増し、にわかに法令化の実現となる兆しが見えてきた。薛内政部長をはじめ、政府はこの実現は

ないと説きながらも、仏教界に具体的な活動を通じて「積極の工作」を行うよう求め、仏教界の「整理」改革を促した。これを受けて仏教界は、寺廟没収の危機に陥ると動揺し戦々恐々となった。この問題は全国教育会議で法令化までには至らなかったことや、太虚の提案が蒋介石の賛意を得られたことにより、仏教界は一時小康を保ち得たかに見えた。だが廟産興学は各地で実施され、迷信打破の問題とともに思わぬ展開をみた。邵爽秋の発案とは、仏教界にとって廟産興学実施の「指導原理」と映り、仏教界を危機に陥れる象徴的な事件となったのである。次章では廟産興学の実施が「迷信打破運動」とともに広がっていった過程をみていきたい。

第2章 廟産興学運動の拡大と迷信打破運動

訓政期に入った国民党政権は、国家建設にあたって「習俗の改良」「陋習の取締」「神祠邪祀迷信打破活動」といった「封建制度の打破」を進めた⁵⁶⁾。迷信打破運動もこうした国家建設に必要な「陋習打破」の一政策と認められた。廟産興学の実行は、この「迷信打破運動」という要素が加わることで拡大し、そしてこじれていった。迷信打破運動についてはすでに三谷孝氏の研究⁵⁷⁾があるが、ここではこうした研究を基礎としながら、『江蘇省政府公報』を中心に寺廟の多くあった江蘇省やその付近で廟産興学が迷信打破運動とともにどのように広がっていったかを、改めて検討したい。

まずは「迷信」からみていこう。打破すべき迷信を、内政部は「神鬼巫覡・風水と星相の説・行脚僧道」と挙げた。なぜなら「人心を惑わし、民智に長い間弊害を与え、著しく害をなし、社会を進歩させず、創造日新の途において奮起の心のない者を最大の原因とする」からだ⁵⁸⁾。国家建設に向けて奮起する流れの中で、「非建設的」な社会進歩の障害は打破すべきだとみなしていた。

迷信打破運動推進の説明は、大体以下のようなものだった。

訓政の時期には、民衆に民権の使用をすっかり理解させなければならぬし、民衆の生活を昔

日の固陋な異よりすっかり脱却させ、合理的な進化の道を進ませなければならない。神権は、民権の発展・社会の進化の障害物である。神権の社会は、現在の三民主義の新社会とは決して同時に並存するこのとできないものである⁵⁹⁾。

ここに見られるように運動推進者による文書の多くは、いずれも訓政開始を運動の正当な根拠として掲げた。こうした方針の下、江蘇省党部指導委員会は「迷信の打破」「偶像の破壊」について以下のように解説している。「現在、訓政の開始に際して、まず民智を啓発しなければならない。民智を啓発するには、また迷信の打破を前提としなければならない。我が国の民衆は従来より極めて迷信深い。」⁶⁰⁾他方で江蘇省党部・省政府は、8月24日の連席会議で省党部提議の「処理廟産興弁社会事業」案を議決し、中央党部に上申した⁶¹⁾。迷信打破と、廟産を処理し社会事業を行う事の方針は、先の薛内政部長の発言にも見られたように、期を同じくして醸成されていった。こうしたなか江蘇省党部は、「封建制度打破」の一方策に「一切の寺廟は改めて、学校や救済院を設ける等の別の用に充てるようにし、鬼神の像は破壊して一掃しなければならない」と決定した⁶²⁾。だが迷信打破運動の推進にあたって、寺廟財産への対処が1928年秋以降には問題となってきた。かつて北京政府の時に制定された「管理寺廟条例(旧制)」⁶³⁾との抵触が問題となっていたのである。これについて江蘇省政府は、『江蘇省政府公報』で以下の2件を取りあげ見解を示した。

灌雲県雲台山法起寺は、悪行が多いと民衆の告訴を受けた住職の振亜が県党部に逮捕されたため、僧不在となった。寺産は教育費に充てるべきだという県党部の建議によって、中央大学の申請を経たあと県政府に接収された。これを、住職の名義を引き継いだ江蘇仏教連合会の僧侶清海は、断じて拒んだ。この論議については、訓政の開始に当たり、「建設を先となし、凡ては党綱に合わせ、民情に順い」「片方に肩入れしないため」4割を教育基金、6割を寺の維持費用とすると下された。だが仏教連合会は、就学や農業試験場に代えられた寺産の返却を求めた。この事件後に着任した後任の県長は、教育基

金の準備は積極的に行うべきだが、人民の仏教信仰も同意・保護すべきだとして、解決の是非をどこに求めるべきか対応に苦慮した。その結果両者の主張を並べて、10月5日に省政府へ決裁を求めた。一寺院をめぐる問題の対処の行方は、灌雲一県に止まるものではなかったのである。

同県長はまた、「収廟産委員長」と自称する黨員らが「打倒僧徒」を呼び声に「廟仏神像」を破壊し、財物・食料を奪い、八カ所の寺廟と田産180畝を没収したことについて、灌雲県仏教連合会僧衆の広濟らから訴えを受けた。また黨員のふりをした者に廟産を没収されたと、灌雲県協和市民の孟慶棠からも、訴えを受けていた。報告によれば、県党部の「仏像破壊」「迷信打破」の布告により、嚮応を受けた民衆が黨員らの行動を真似たという。黨員らの行動は確かに、県内の教育関係を管轄する教育局⁶⁴⁾が大学院令を受けて発した命によるものだが、民衆へもその影響を及ぼした。だが彼らの行動や、僧・党間の寺廟をめぐる問題には統一された規則がなく、解決できる方法がなかった。そのため9月18日に省政府に対して決裁を求めた。

これらについて省政府は、迷信打破は非常に重要と認めるも、「管理寺廟条例(旧制)」の「第四条、寺廟を廃止或いは解散してはならない」、「第十二条、寺廟財産は口実を設けて占拠したり没収したり罰金に充ててはならない」が寺廟財産処理に抵触するため、明確な決裁を下せなかった。各県の寺廟については、一律に現状を維持し性急に変更を求めて紛争を起こしてはならない、と運動に制止をかけた。だがすでに処分された廟産については触れられず、返答は不徹底なものとなった⁶⁵⁾。「管理寺廟条例」と寺廟財産処理をめぐる問題は、「訓政開始にあたって、社会の積習は急いで革除すべし！」という党国精神と抵触するとして、省政府はすでに国民政府へ「条例」の変更を求めていたが、廃止にも新制設置にも至っていなかった。他方内政部公布の「廟産登記条例」は、廟産や神像を保護して登記するものであって、県党部が迷信打破を口実に城隍廟や一切の神像を打倒することは「廟産登記条例」に抵触するという声もあがっていた⁶⁶⁾。各地では、各県党務指導委員会や教育局各機関の廟産興学による没収や迷

信打破による神像破壊が起こり、見解が別れもめた⁶⁷⁾。江蘇省江陰県からは、県長が各地の視察を行いながら全ての「偶像廟宇」を打ち壊したと伝えられた⁶⁸⁾。浙江省慈溪県からは、「僧衆はぶらぶら遊んで閑を好み、大變社会に害がある。だから殺しても罪とはならない」と県長が発言したという噂も流れた⁶⁹⁾。迷信打破運動は廟産興学の問題と重なりながら広がり、僧侶たちを恐怖の底に突き落としていった。

この事態に江蘇省党務指導委員会は、各県の打毀神像は迷信打破運動であって廟産とは無関係である、とすり抜けた。さらに「県政府が保護を唱えるのは党部の主張と異なる」と反論し、「廟産の登記とも迷信打破運動は無関係である。…一般愚民の多くは保護廟産を誤解して、政府が偶像保存を示したと勘違いしている。これではますます牢固となる迷信の観念を破ることができない！」と県政府をむしろ党治精神が不徹底であると批判した⁷⁰⁾。「迷信打破運動」をめぐる政府と党部の見解の矛盾は、事態をよけいにこじらせた。

各地の寺廟を破壊から防ぎ事態の混乱を收拾するため⁷¹⁾、11月に内政部は「神祠存廢標準」を發布した。これは読んで字の如く、神祠の存廢の標準を明確にしようとしたもので、「中国の経史および各種宗教の典籍を参考して詳に研究を加え」、神祠を存すべきものと廢すべきものとに区分した。まさに、政府によって基準が与えられようとしたのであった⁷²⁾。しかしこの「標準」により、かえって運動の法的根拠が据えられたと“解釈”した“進歩的”な黨員たちは、「迷信打破は訓政時期の初歩工作」を声にさらなる運動を進めた⁷³⁾。なかには「標準」公布後に迷信打破運動を行った地域もあった⁷⁴⁾。彼らはますます分別なく意のままに破壊活動を繰り広げた。こうした運動を担った地方の党部は「民主と科学」型の新教育を受けてきた20～30代の若手黨員に占められていた。運動では、「全国至る所で公然とモップ⁷⁵⁾が勝手気ままに『迷信打破委員会』を作って米騒動のような具合に神祠を打破し、神像を引き出してピストルで射たり打首にしたりする者もあった」⁷⁶⁾。内政部は寺廟破壊に歯止めをかけるために「標準」を設定したのに、結果として、意に反して

この風潮に拍車をかけてしまった。

僧侶たちはこの事態に対して、浙江省では浙江全省仏教会を組織し、教育・民生・慈善事業に着手し、省内寺院制度の「整理」を目指して準備を進めながら、浙江省の民生庁や省党部と連携を保つことで保護を受けようとした⁷⁷⁾。また中国仏学会は、事態の激しさにたまらず「仏廟」と「神廟」の解釈に明白な区別を求め、新たな存廃設定の希望を出した⁷⁸⁾。僧らにとって「標準」は、自らを護ってくれるどころかかえって追いつめていく元凶と映った。そして邵爽秋が発案した「廟産興学運動」を、「一方において南京国民政府を指導し、他面にて各地のモップを扇動して、遂に全支那の寺院生活者に対し、死活に関する如き異常な打撃を与えた」象徴とみなし、運動の根本的な「指導原理」である、と受けとめていった⁷⁹⁾。

寺廟への破壊行動は、1929年の新暦の元旦をきっかけに、各地で激しく展開されていった⁸⁰⁾。例えば福建省泉州晋江県では、元旦の祝賀に集った党務指導委員会が「迷信打破委員会」を組織し、各廟の神像の「破壊」「駆除」を実行した。そして寺産業を委員会監督下に置き、20歳以下の僧侶をすべて還俗させ、それ以上には耕作を強制し、念経による生活を許さなかった⁸¹⁾。こうした類の新聞記事は、浙江・安徽等の各地についても見受けられる⁸²⁾。運動は「あまりにも忠実に施行され、地方の治安を揺るがし、人心の動揺をきたし」、地方の政府は「政策に迷ったため」、何もできなかった⁸³⁾。それどころか運動への反動も起こった。暴徒化した「民衆」に中学教師が殺害された江蘇省塩城県の「城隍廟出火事件」や、僧侶と地方勢力の「小刀会」が結託して起こした江蘇省宿遷県の事件のように、運動が大規模な暴動に発展する場合もあった⁸⁴⁾。

ますます混迷を極めた事態に対し、寺廟仏像の保護を江浙仏教連合会や各地方より訴えられた国民政府は⁸⁵⁾、塩城県の事件に教育界や政府が大きな衝撃を受けたこともあって⁸⁶⁾、「神祠存廃標準」と「管理寺廟条例」の並存が根本的に不可能であるとついに認めた。

党部及び教育の方面では、勢い必ず神祠存廃標

準を根拠として破壊を実行し、僧道及び一部分の民衆の方面では、また必ず管理寺廟条例を根拠として保護を請う。双方にそれぞれ根拠がある。省政府は、管理寺廟条例の規定に照らした上でまた神祠存廃標準に反しないようにするためには、ただ内政部の書簡にあるように、地方の状況を斟酌するのみである⁸⁷⁾。

また内政部は、「神祠存廃標準」はもともと「迷信打破とは範囲が別」だったはずと断りながら、神祠の存廃について「その執行権は地方政府の弁理に帰すべきものであり、人民が勝手に処分したり破壊してはならない」とその破壊を禁止する指令を出し、廟産の保護へと再度踏み出した。これは「廃すべき神祠も破壊を停止せよ」と民生庁や各県市政府に1月17日付けで発令され⁸⁸⁾、5ヶ月以内はしばらく排斥を緩めることとなった⁸⁹⁾。また迷信打破の実行にあたっては、まず丁寧に「民衆」を説得し、その覚悟を持たせてから処理を行うことが必要とされた⁹⁰⁾。こうして「神祠存廃標準」は廃止され⁹¹⁾、改訂された「管理寺廟条例」⁹²⁾が新たに発布された。結局「標準」は事態の混乱をもたらした迷信打破運動に拍車をかけ、寺廟破壊を加速させていっただけだった。

訓政期の国家建設に向けてあまりにも“忠実”に実行された「迷信打破運動」は、廟産興学の問題と重なりながら広がりこじれていった。広がった廟産興学の問題は僧侶たちをますます追い込み、僧侶たちは邵爽秋の廟産興学案をその象徴と受け止めていった。「管理寺廟条例（旧制）」との抵触から明確な判断を下せなかった内政部は、「神祠存廃標準」を設け事態を收拾しようとしたが、各地をより混乱に陥れ、破壊活動を加速させただけで、結局4ヶ月余りで「標準」を廃止した。この間仏教界は、法令では保護下にあっても、実際その多くは進化を障害する“非建設的”な「迷信」と同様に打破されていった。しかし彼らは保護を訴えていくしか手だてがなかった。僧侶たちにとって、「管理寺廟条例（新制）」はその頼りとなるはずだった。

第3章 「管理寺廟条例」と仏教界

状況の悪化を招いた「神祠存廃標準」に代わる「管理寺廟条例（新制）」には、「寺廟財産保管の方法」「寺廟の監督」「公益の開始」等に関する項目が多く盛り込まれた⁹⁰⁾。だが公布後も各地で寺廟財産を巡る争いは続行され⁹¹⁾、ついには「管理寺廟条例」そのものが問われるようになった。本章では前章に引き続いて『江蘇省政府広報』を中心に、「管理寺廟条例」施行後の経過と仏教者の反応を追いながら、僧らがどんな状況に陥っていったかを考察したい。まずは『江蘇省政府広報』に取りあげられた事件からみていこう。

江蘇省宝応県政府は「教育局長、芮佳瑞が汜水鎮浄居寺住職を駆逐して、寺産・建物をとりあげ、職業教育や体育場のために利用し始めようとしている。どうか制止してほしい」と僧侶郎済から訴えを受けた。県政府は教育局の制止をひとまず行い、教育局の上級機関にあたる中央大学から寺廟明け渡しの許可を取り付けた。中央大学の返答は、「当寺の廃止は地方人士および行政官の公意によるもので、教育事業に改め、無用をかえて有用と為した。その弁法はまた正当である。回復を請うも当然許可しがたい」というものだった。

以上について江蘇省政府は、「無用をかえて有用と為す」を根拠に廟産興学を正当化したこの許可に対し、寺廟の廃止は「管理寺廟条例」に従って行うべきだと正し、阻止しようとした。教育局に対しても、「条例」に従って当許可を上申せずに県政府へ請求し「差し押さえの発令を執行した」ことを指摘して、教育局が「管理寺廟条例」に従わずに差し押さえたことを咎めた。こうした事態の原因について省政府は、「教育局長は中央大学の委任によるだけだ！本政府より直接の管轄を受けてはいない」と、それぞれ命令伝達の系統が異なるため、寺廟財産処理への対応がこじれたことを指摘した。教育局長が浄居寺の寺産を「職業教育」や「体育場」に充てようとしたこの廟産興学の問題は“教育問題”として扱われ、よって中央大学に上申され省政府には届けられなかった。以上のように理解した省政府は、教育局の行動が廟産興学の風潮に荷担したとみなし、

「このため教育局は教育拡充を名目に寺廟を占拠し財産を奪った。これは一種の気風となった」との結論に達した。先述したように、邵爽秋は廟産興学の提案とは一時しのぎの策であって「正当の方法ではない」と認めながらも廟産の転用を「正当の用途」とみなした。教育行政の方針は「無用をかえて有用と為す」を論拠に、邵爽秋と同じく廟産興学の風潮を正当化したのであった。

以上について内政部は、「管理寺廟条例」は、教育部・各省教育庁・各大学区・各県教育局とどんな教育機関であっても、一律に遵守すべき法令であることを明言した。そして統一された規則を定め、食い違いを免れるよう「条例」遵守の徹底を呼びかけた⁹²⁾。この「条例」遵守の徹底を訴えることで、政府は廟産興学の問題を食い止めていこうとした。

その方策は迷信打破の問題についても同様だった。内政部は「各地では口実を設けて神像を破壊し廟産を侵奪している」と迷信打破の問題が未解決であることを重く受け止め、江蘇省江陰県で「城隍廟偶像を破壊し県党部の永久住所に改めた」件を取りあげた。そして「無論どんな機関であっても、均しく国民政府公布の管理寺廟条例を遵守すべきだ」と、あくまで「条例」に従うことが原則だと強調し、この件についても「管理寺廟条例」に従うべきだと述べた。さらには「これによって紛叫を防ぎ、法治をあきらかにすべきだ！」と「法治」の徹底を訴え、各地に蔓延する「神像搗毀」の風潮を食い止め收拾しようとした⁹³⁾。

だが、政府の意図は歯止めをかけることにあっても、事態はすでに広がりすぎており、收拾することは困難であった。その様子を、南京国民政府で被災者の救済を請け負う賑款委員会⁹⁴⁾を務めた熊希齡⁹⁵⁾は、当時において以下のように伝えている。

近年より各省青年は宗教に反対し、その勢いは嵐のようで阻止できない。政府は命令を出して知らないふりをする。各省の学校は反キリスト教同盟があり、天津の新聞には回教に抵抗する論争が載り、南北各県では孔・仏各廟が毀される暴動が起きている。地方の住民は無知で、抵抗に出て大きな事件を醸し出す。こうした事が

どの新聞を見ても絶え間なくあふれている。これでは社会秩序が不安となるのは確実で、人心は穏やかではない。もっと痛切に考えられるべきだ⁹⁹⁾。

ここからも社会に充満する“宗教”問題の醸し出す不穏な空気が伺い知れよう。

仏教界へはこの間「江蘇省政府が全省廟産没収を提議した」とも伝えられ、本当に寺産の保護が受けられるのか、はっきりしなかった¹⁰⁰⁾。そのため各地では僧侶達が集まって団結していった。4月には、四川省で省仏教会が「管理寺廟条例」に対し不満を認め、「名目は保護を語るもその実は僧衆を破壊し個人犯罪をすればよいというのに近い。寺或いは廟の廃止や寺廟所有財産の解散には必ず俗人が派遣され参加し僧数を制限する」とその思いを述べた。そして全省仏教会を開き、1万9756寺¹⁰¹⁾の連名で全国の仏教者に通電し、「条例」修正の要求を国民政府に訴えた¹⁰²⁾。上海では4月12日、江浙仏教連合会の発起により、13省（江蘇・浙江・雲南・貴州・四川・陝西・河南・安徽・福建・河北・湖北・江西・山西）から多数の代表が集い、全国的な組織化を目指す中国仏教会が開かれた¹⁰³⁾。6月3日には中国仏教会第一次執行委員会が開かれ「管理寺廟条例」の根本廃止を求めた¹⁰⁴⁾。「条例」への不満が募るばかりだった仏教界には、象徴となった邵爽秋の廟産興学案のために「迫害没収運動が白熱し」、「民国18年（1929年）に至るも尚ほ止まらず、全支各省を通じて続行された」という印象がもたらされた¹⁰⁵⁾。

社会不安と「条例」への不信感が高まる中、内政部長趙戴文は、「管理寺廟条例」に対し各方面から修正の要求があるため進行に一時の障害がある、と國務会議で認めた¹⁰⁶⁾。そしてついに6月14日に内政部は「詳しく審査を加えて進行に利すべし！」と修正の方向へ踏み切った。「所有寺廟の事項は一律に現状を維持して処分を停止し、前条例の施行を暫く緩める」と「条例」の効力は残すものの、事態を食い止めることを最重要視した¹⁰⁷⁾。江蘇省政府も寺廟の現状維持を訴え、違反する者は厳しく処罰することを伝えた¹⁰⁸⁾。

さらに政府は、事態を食い止めるべき方策への理解を各方面に求めていった。例えば廟産興学の風潮を取りあげて、教育局長が政府から直接管轄を受けないため「教育局は教育拡充を名義に寺廟を占拠し、財産を争奪し、一種の気風となった」のだと述べ、「管理寺廟条例」の遵守を繰り返して明言した。そして各省教育庁・各大学区・各県教育長に「条例」を遵守することで「人心を安んぜよ」と、「条例」遵守と人心の安定を訴えることでその風潮を食い止めようとした¹⁰⁹⁾。また政府は、江蘇省靖江県で起こった「教育局長の盛榮東が全ての城隍廟を廃して公共図書館や講堂会場に充てようとした」件を取り上げて、現状維持を前提としながら「現在各県教育局は迷信打破を名目に、或いは教育拡充を声に偶像を毀し廟産を没収するが、社会の習性を知るべきである」と迷信打破・廟産興学の風潮に反省を促した。そして「塩城の惨状や、最近の宿遷の会刀の暴動」を引き合いに出して、「もし民衆の意識・思想が改められなければ、先入観に固執して各々が極端に走り、ただ社会が進化できないばかりでなく、愚民の悪感情をいたずらに増加させるだろう」と、反動による社会不安の増長を警戒し注意を促した¹¹⁰⁾。

だが政府の思惑とは裏腹に“騒動”は同年の秋になっても続行された。例えば、江蘇省政府は塩城県范公祠の僧から「教育局の廟産争奪の制止」を請われた。それについて政府は9月25日、「祠廟寺院」は「ひとしく政府がはっきりと規定を命じているように、どんな機関も勝手に破壊してはならない」と明言した。さらには各教育局へも「教育拡充の名目での寺廟占拠・財産争奪は厳格に制止を行う、と各々の案にある」と突きつけた。続けて「各県教育局には相変わらず教育拡充を口実に寺廟を占拠し財産を争奪する者」があり、こうした事件を「しばしば新聞紙上で見るが、嚴重にしなければならぬ！…千万人民の生命財産は悉く保証に頼っている！…祠があれば僧がいる。僧がいれば当然それ相応の生活がある！」と躍起になって訴えた。そして「法治」の徹底を繰り返し、終息の兆しを見せない教育局の廟産興学に苛立ちを隠せなかった¹¹¹⁾。

続行される偶像破壊の騒ぎに、時には道士が巻き込まれて死に至ることもあった。また破壊後残され

た者に妥当な生計の手だても用意されなかった¹¹²⁾。中国仏教会は「管理寺廟条例」を敵視して「仏教を破壊し仏教徒を虐待する意図をもつよう促し」¹¹³⁾「莫大な糾紛を引き起こした」と吐露し、施行の停止を訴えた¹¹⁴⁾。仏教者は嘆き、「『廟産興学』『迷信打破』『取締僧伽』『反対仏教』これらの名はここ2、3年続いて現れた。薄情でない者だったとしても、涙をためずに仏教の前途を思って慟哭せずにはいられようか！」と漏らした¹¹⁵⁾。前途は絶望的と映るほど、僧らは危機的な苦境に陥っていった。

「人心を安らげること」が目下の最重要課題¹¹⁶⁾となった政府は、ついに「管理寺廟条例」を廃止し、1929年12月7日に「監督寺廟条例」を公布した¹¹⁷⁾。この条例は「公益」を義務づけながらも、寺廟保護に関する項目が多く盛り込まれた。だが後に国民党中央社会部も「管理を行うのか監督を行うのかを問わず、運用の範囲は均しく“物”に限っている」と認めたように、この「条例」は寺廟をただ“物的施設”として取り締まる印象を与えた¹¹⁸⁾。仏教者らが「我々や人々の信仰やその事業に与える利益はどこにあるのか？」¹¹⁹⁾と疑問視したように、仏教を通じて僧侶たちを社会のために“活用”させようというものではなかった。僧らもこれを「政府は仏教に対して完全に『関わり合わない』態度をとった」と受けとめた¹²⁰⁾。

「標準」の後に施行された「管理寺廟条例」も、結局はその期待された効果を発揮できず、混乱をもたらして廃止となり、続いて「監督寺廟条例」が公布された。その間、邵爽秋の発案をきっかけに運動が継続し白熱していったと受け止めた僧侶たちは、組織化を図り保護を願ったが、やはり危機的な状況に追い込まれていった。「監督寺廟条例」公布という国民政府の対応は、「人心の安定」のため寺廟財産に保護を与え歯止めをかけることを意図したが、仏教界の物質面・財政面にのみ興味を示し、僧侶を放任してしまったかのような印象を与えた。そこには、仏教界の「有用」性をめぐる問題が潜んでいたのである。

第4章 「廟産興学運動」から「公益」責務へ

前章までは、廟産興学の問題が広がる様子を追ってきた。そのなかで、仏教界へは法令上で保護を与えられてきたが僧らに迫る危機は解決されなかったことを確認した。では廟産興学拡大の過程で、彼らに、そして仏教界に注がれた眼差しとは何だったのだろうか。その点について本章では、「監督寺廟条例」公布後に制定されていた僧侶に関わる法令を踏まえ、またその後の過程を見ながら、仏教界の「有用」性をめぐる問題とともに考察していきたい。

1930年3月18日に浙江省執務委員会は、余姚県代表大会で決議された「寺廟が幼年の僧尼を引き取り養育することの厳禁を全国へ訓令」することを求めた一案について、内政部にその是非を求めた。「幼年者の出家は人道に反し進化を妨げる」というのがその理由で、「管理寺廟条例」等ではある程度未成年者の出家を取り締まったのに、「監督寺廟条例」では出家の類についてふれていない」。よって「確実にこれを取り締まり、すでに出家となった者は、各々該当する地方官署が法を設けて救済すべきだ」という主張だった。以上を内政部から受けた国民政府の最高行政機関である行政院¹²¹⁾は24日、各省市政府に「所属機関に命じて確実に取り締まり、すでに出家した者は法を設けて救済する」と訓令した。これはすなわち仏教者側からすれば、進化のただ中で幼年者の出家は人道に反すると認められたことを意味した。後に「いわゆる救済とは、一つは当然還俗させることを指す」と認められたように、幼年僧の還俗は“救済”とみなされた¹²²⁾。その主張は、第一章の邵爽秋「廟産興学」案でみた、無知な子供が困窮のために山門に入ればただちに終身監禁の牢獄に入ることと同様で何ら生を謀る能力もないから解放すべきだ、という訴えと同類のものであった。出家の行いは“非生産的”で、よって人道に反するとみなされたのである。

僧侶らに届いたのは還俗を望む声だけではなかった。29年9月に湖南省来陽県執務指導委員会から中央へ届いた「僧侶の生活の改革」案では、以下のように述べられた。

我が国は漢代以来仏教を輸入し、…怠惰な無用の者が流れ、往々にしてすがり、…仕事を営まず、座って平凡な人々の膏血こうけつを食することが今まですでに数千年行われた。誠にいぶかしき事だ。今は政治革新・建設の始まりにあり、迷信打破は特に党の急務で、僧侶は迷信の最たる者である。もし積極的な解決を与えなければ、革命においてどんな意味があるのか。

この問題の解決策には「工場を設置し、青年僧侶に芸を習得させ生計を求めようさせるべきだ」と僧侶の生計の方法を改革する事を掲げた。そして「(1)根本的に僧侶を廃除すべきである (2)無用の僧侶を有用の生産者にさせ、国家の民生に利益を与えさせれば大いに役立つ」と、「無用の僧侶」である事を否定し「有用の生産者」への転向を主張した¹²³⁾。社会・経済の組織改良を行い建設を目指す民生主義のただ中で、僧侶たちは「無用」で根本的に「廃除すべきだ」とみなされ、「有用」への転向が求められた。前章で見た教育行政による廟産興学の正当化と同様に、僧侶も「無用」とみなされ、よって「有用」へと転向を行うのは正当とされたのである。

僧侶達は「有用」であることをただ望まれただけではなかった。31年1月の内政会議ではより具体的に、湖北省民生厅长より提案された「僧侶の職業化」案が通過した¹²⁴⁾。そこでは、「僧侶の職業化は根本的に宗教を改良する弁法である。ただ僧侶のみといわず、範囲を広げて僧道職業化案とすべきだ」¹²⁵⁾と以下のことを提唱した。

- (1) 各省の寺廟の登記を行い、その経済状況を考慮して僧侶の職業学校を設け技能を訓練すること
- (2) 僧侶は相応の技能を得たあと、再び強制的に事業につかせる。また各事業の経済能力を見て工場を設立し、座して食する僧侶は一人もいない事を原則とする¹²⁶⁾。

これに反発した中国仏教会は、「驚きに堪えない！…今もし僧侶に当然為すべき弘法利生くわほうりしやう（仏法をひろめ衆生を利すること）の職の志を放棄させ、再び利養上（身を養うこと）のための競争に従事することを強制すれば、…ただ仏教教義と合わないばか

りでなく、信仰自由の党綱に背く。…撤回し取り消して僧衆を安んじよ」と訴えた¹²⁷⁾。対して内政部の返答は、「国内の僧道は甚だおびただしく、一飯一衣全て人からの供給を仰いでいる」。だがそれは「現在の経済潮流を酌量すると、きわめてふさわしくないことがある」と認めるものだった。そして「こと宗教生活の改革に関しては、まず仏道兩教教会へ僧道に職業技能の入手を注意訓練するよう指導督促し、状況を酌量して各寺廟が職業を兼営し、念経の他は生産事業に従事し、俾しくも億兆の僧衆が自らその力で食べていけるよう計画せよ」¹²⁸⁾と僧侶に「生産事業」の獲得を促した。

このように内政部は、僧侶達を「多くは托鉢によって生活し、利を分け得ても利を生み得ない」から幼年者の出家は人道に反し進化を妨げる、と位置づけた。よって「還俗」させて“救済”を行い僧道の職業化を提唱し、「僧道を次第に生産分子に変えさせる」よう生活の改革を促した¹²⁹⁾。それは仏教を通じて僧侶たちを社会のために活用させるというよりもむしろ、建設・進化のただ中で僧達に「宗教生活の改革」を加え、「無用の僧侶」ではなく「有用な生産者」たることを要求するものだった。すなわち僧侶たちは、具体的な「生産事業」を通じて“役立つ”存在の一員となり、社会的信頼を獲得することが求められたのだ。彼らはそうした存在意義を発揮できなければ、廟産興学・迷信打破によってますます危機的な状況に追い詰められていく可能性も否定できなかった。

僧侶たちの不安は、1930年11月1日、邵爽秋らによる南京中央大学での「廟産興学促進会宣言」¹³⁰⁾により再び高まった。「第二次廟産興学運動」¹³¹⁾とも呼ばれたこの「宣言」は、僧侶たちに一連の廟産興学運動を彷彿とさせ、衝撃を与えるのに十分だった¹³²⁾。

「宣言」の内容を見ていくと、「国の本を謀るなら教育にあり」と以前同様、立国の根本を教育とまざり位置づけた。そして万事の速やかな建設が待たれる中で、その数が「極めておびただしい」全国の廟産を「僧尼の手に零落させるのは寧ろ惜しむべきではないか！」と訴えた。また国民党現行の民生主義は、「何人にも大地主・大資本家とならせず、農工

階級の自由な発展を妨害させないこと」にその目的があるのに、至る所に多くの廟産を有する僧尼がおり、「資材に富む者は事を成し易い」道理によって、「僧尼は実際その多くが既に大地主・大資本家の最たる者となった」とみなした。続けて、「興学の法」によりその発展を制止し、その財源を減少させなければ、直ちに「本党の主義進行の大障害となるだろう」と、廟産興学の法令化による僧尼・廟産の制限・減少の実現を訴えた。さらには、近年全国の教育界ではますます廟産興学が重要なことだと「自覚」するようになったと主張し、もはや一時的な打開策ではなく「廟産興学の主張は我が国ではすでに一つの中心的な世論となったと見るべきだ」とその勢いを呼びかけた。また廟産興学は「仏寺を絶滅させることではない。更に仏教に反対することではない」と断り、廟産は住職に保管されるだけで、その性質は「公有」に属するため「公益事業の教育を興弁するのは正に適当な用途となる」と結論づけ、廟産の利用を促した。だが「一般の僧衆尼衆に対しては、特にその境遇及び生活の難苦を憐れむ」ため、「僧尼を解放しその還俗を援助し、大規模の工場を建設し技芸を習わせ、特殊な成人教育と公民訓練を施して普通の知識を増進すること」を「力をこめて主張」した。そして以上について「政治運動と法律手続によって争い、最後の勝利を得ることを決す」と宣言した¹³³⁾。このように「宣言」とは、これまで繰り広げられてきた一連の廟産興学運動の要素を網羅しまとめて最終宣告したような内容だった。そこに示されたものとは、仏教界の物質面・財政面への興味と僧侶の“有用”化だった。

これに対して中国仏教会は反論を加え、国民政府に制止を請うた。まず「総理の手」により結ばれた党綱は「国民の信仰の自由」を許していると「信仰の自由」を訴え、各地では「迷信打破を口実として自由に行動した」が仏教は「本より迷信ではない」と強調した。また「宣言」が「国民政府に申請され、立法院に転令され、廟産興学の弁法を規定し、全国一体に進行を訓令」されるという噂の真相を問うた。なかでも「特に恐れるのは、彼の輩が『教育』の2文字を仮面とすることや、誤った事を言って世間の耳目を惑わす恐れがあること」で、これでは「國家

の法治は実現できず、総理の遺訓に大いに背く！」と絶叫した。そして内政部長・行政院院長・教育部部長等に「党綱法令の釈明を行い、各省市へ宗教維持と寺産保護の確実を通行し、よって民生の事を安んじる」よう求めた¹³⁴⁾。これについて行政院から受けた返答は、「宗教維持・寺産保護については、すでに監督寺廟条例で明白に規定」している。「廟産興学促進会」の主張や手続きについては、「正式な申請が内政部には届いておらず、かまわずに放任している」というものだった¹³⁵⁾。だが「宣言」の法令化はないと言明を受けたものの、仏教会はこれをきっかけに31年4月8日の第三回全国仏教徒代表大会開催を決定した¹³⁶⁾。

僧侶たちに衝撃が走る中、邵爽秋らは同年5月開催の約法会議で「いまだに正当な用途にない廟産や…過剰な資財を利用し、みな酌量して改め、全国教育基金とする」¹³⁷⁾と提議し、「廟産興学弁法を立法院において規定させ、全国に訓令し一斉に行わせること」を求めた¹³⁸⁾。仏教会常務主席となった太虚はこれを知り、蒙藏代表の羅桑楚臣などを通じて、同じく約法会議に寺廟・僧侶の保護・回復を以下のように訴えた。

- (1) 国民政府は首都に厳令して、各々仏寺廟産を占有する者に、国民会議の閉幕前に全てをもとの状態に回復させること
- (2) 国民政府は各省市辺地に訓令し各地で転令させて、仏寺僧産を占有する者に、近々の期限内に全てをもとの状態に回復させること
- (3) 国民政府から訓令し、以後軍警は無論、どんな機関・団体・個人等であっても仏寺僧産を侵奪占有する者があれば全て法律によって弁理させること¹³⁹⁾

のちに国民会議で通過し6月1日公布となった新約法では「中華民國国民は男女種族宗教階級の區別無く、法律上で一律に平等である」「人民は宗教信仰の自由を有す」と言明された¹⁴⁰⁾。5月24日には内政部から「各地の廟壇は一律に駐兵することはできない」と発令された¹⁴¹⁾。そしてついに8月1日、国民政府は上記の3項目の訴えについて(3)を取り上げ、「以後は、軍警は無論、どんな機関・団体・個人等であっても、仏寺の僧産を侵奪・占拠して使

用する者は法律に照らして弁理する」と公布した¹⁴²⁾。(1)(2)の要求については「監督寺廟条例公布後、本部は各省市府へ寺産は均しく条例に準じて処理するよう督促した」が「全てをもとの状態に回復しようとしても事実上すでに不可能で、いたずらにもめ事を増やし實際を補うことはない」と、回復不能と認めざるを得ず、改めて歯止めをかけ現状維持を訴えることに止まった。だが廟産興学促進会は同年6月22日に成立するも¹⁴³⁾「いつの間にかたち消え」¹⁴⁴⁾、中国仏教会の成立も承認されたため¹⁴⁵⁾、事態は万事解決とまでは至らなくとも、一応の決着がついた形となった。

寺産保護に力を注ぎつつも、32年9月に内政部は「監督寺廟条例、第十条」¹⁴⁶⁾により「寺廟興弁公益慈善事業実施弁法」を公布し、仏教界に「公益の興弁」「慈善事業の義務」を課した。これまでしばしば目にしてきた公益の要求を、政府はここにおいて法令で具体的に明文化したのだった。これはのち仏教会との合議のうで修正が加えられ、34年12月の「仏教寺廟興弁慈善公益事業規則」公布となった。そこには「民衆教育・済貧救災・養幼養老・衛生医業・その他慈善公益に関する事業」の項目が掲げられた。また各寺廟の年収に応じた公益事業の出資が定められた。だが規定の額に及ばなかったり慈善公益事業の「成績」が芳しくなければ、仏教会が「改善」「補足」の責務を負い、従わない者は処分を受けることも認められた¹⁴⁷⁾。「規則」の性格は、職能に従ってどのように僧侶たちを“役立てるか”を突きつめてその展望に概念的な裏打ちを行い制定されたものというよりもむしろ、教育費問題の一打開策として提出された邵爽秋の発案と同じように、ただ「公益」のために寺廟財産の物質的・財政的な利用を促す傾向にあるものだった。政府が仏教界に「有用」性を求めて投げかけた視線とは、そのようなものだったのである。

僧侶に関する法令を通じて彼らは「有用な生産者」たることを求められた。「第二次廟産興学運動」が発生し、国民会議を経て仏教界は寺廟等の保護を獲得したが、他方僧侶たちは法令によって「公益」義務を制定された。政府のこれらの方針とは、彼らに具体的な「有用」性を求め、「公益」のために寺廟

をただ物質的・財政的に“活用”する傾向にあるものだった。

おわりに

以上、邵爽秋の発案をきっかけとする「廟産興学運動」を通じて、南京国民政府が成立した頃に仏教界が突きつけられたものとは何だったのかを考察してきた。一連の過程をまとめると、薛篤弼内政部長の表明を受けてにわかに現実味を帯びた邵爽秋の「廟産興学運動」の案は、仏教界の反対もあって法令化は免れた。だが廟産興学の実施は各地で行われ、「迷信打破運動」と重なって拡大しこじれていった。各地では人心の動揺をきたし、地方政府は政策に迷った。内政部は神祠や寺廟の破壊停止を呼びかけ、事態を後追いする形で「管理寺廟条例」を発し、迷信打破の方針を転換して歯止めをかけようとした。しかしながらこれらの政策は期待された効果を発揮し得ず「管理寺廟条例」も廃止となり、代わって「監督寺廟条例」が公布された。政府は寺廟保護を与えつつも、他方で僧侶に「公益」義務を課すことも忘れなかった。それは邵爽秋発案以来の一連の「廟産興学運動」や、幼年者の「出家禁止」「僧侶の生活の改革」「僧侶の職業化」といった要求の中でも見られたように、僧侶に具体的な活動を通じて「有用」であることを求めるものだった。つまり仏教を通じての効能発揮というよりも、建設・進化の途上にあつて、僧侶たちに具体的な「生産事業」を行う一員となるよう求めたものだった。僧侶達はそれを実現して存在意義を発揮できなければ、廟産興学の勢いに打破されてしまう可能性も否定できなかった。この間仏教界にとって邵爽秋の案とは、僧らを危機的な状況に追い込む象徴的な「指導原理」と映った。僧らが前途絶望と嘆く中で、邵爽秋らにより再び「廟産興学運動」が進められようとする中、僧らは寺産保護にますます奔走した。約法会議後には、寺廟等の回復保証までにはたどり着けなくとも何とか保護を獲得し、国家的な歯止めを取り付けることができた。しかし政府は他方で「仏教寺廟興弁慈善公益規則」の公布を行い、慈善事業等の「公益」義務を示し具現化した。寺廟財産を「公益」へ転用

する方針は邵爽秋の一教育費問題打開策の発案を端緒に大きく広がったが、ここで制定された「規則」もそれと連関し、仏教界側の事情については概念的に明確な展望の裏打ちを持たずただ寺廟財産の物質的・財政的な“活用”を促す傾向にあった。この頃仏教界に求められた「有用」性とは、そのような性質のものであった。

「無用」から「有用」な存在へと転換することを法令において定められた僧侶たちは、「慈善事業」や「民衆教育」といった具体的な活動を通じて社会に有益である存在意義を発揚しなければならなかった。訓政開始の時期にあたり建設・進化のただ中で旧来からの生活形態を保っていた僧侶たちは、そうしなければ社会の陋習とみなされた「迷信」と同様に打破されるかもしれない存亡の危機に追いつめられていった。その展開は、「邵爽秋の主張せる仏寺の物質的改造運動として進展した」¹⁴⁸⁾と述べられたように、邵爽秋らが寺廟を余剰の「物」とみなして“活用”することを訴え僧侶を「有用な生産者」に駆り立て、寺廟財産を即物的な「生産力」の“資源”として着目する傾向にあるものだった。僧らに求められた有用性の基準とは、その機能を通じての「有用」性を発揮するという点においてよりも、実際の場面での「生産」性に直結する具体的な効果を求めていかに「役立てるか」という点にあった。彼らに求められたものとは“国家建設に役立つ具体的な生産性”だったのである。そこにこの「廟産興学運動」に通底するものを見ることができる。

具体的な有用性を僧らがいかに発揮するかという問題に対して、仏教界「内」ではこの間新旧両派が仏教界の「整理」について議論を重ねた。「寺院生活の制度の上に、現に一大整頓改革を加えなければ、社会的にも国家的にも極めて危険なる状態に臨みつつある事は看過できぬところにある」¹⁴⁹⁾と記されたように、この問題は、展開次第ではその後の行方が問われるほどの一大事として浮上したのである。仏教界にとって「有用」性の問題とは、その存在形態をまさに根本から問い直す契機となって現れたのだ。それは僧侶達にとって何よりも大きな衝撃であった。そこにこそ、この一連の「廟産興学運動」が仏教界に突きつけたものを見いだすことができるだ

ろう¹⁵⁰⁾。

近代における中国の仏教界で「改革」「復興」「近代化」といった問題を見ていくならば、このように何が有用とされたのかを見定めることが重要であろう。またそれは、中国仏教そのものの存在意義とはいったい何であるのかを、改めて問うことにもなるだろう。

注

- 1) ウィン・チット＝チャン著・福井重雅訳『近代中国における宗教の足跡』（金花社、1974年）58頁。
- 2) 廟産興学に関する研究・報告は以下のようなものがある。牧田諦亮「清末以後に於ける廟産興学と仏教教団」『東亜研究』第64号（東亜同文書院大学東亜研究部、1942年12月）。塚本善隆「中華民国の仏教」仏教大学編『東洋学論叢』小西・高島・前田三教授頌壽記念（平楽寺書店、1952年2月）。林伝芳「清末民初における中国の廢仏毀釈について」『印度学仏教学研究』20(2)（日本印度学仏教学会、1972年3月）。村田雄二郎「孔教と淫祠—清末廟産興学思想の一側面—」『中国—社会と文化』第7号（東大中国会、1992年6月）。
以上のほか、特に1928年頃の廟産興学に関するものは以下のようなものがある。藤井草宣「最近国民政府の發布したる宗教法令」『現代仏教』第8巻第86号（現代仏教社、1931年11月）。藤井草宣『支那最近之宗教迫害事情』（浄圓寺、1931年）〔以下、『宗教迫害事情』と略称〕。相原一郎介「支那の宗教行政」興亜院政務部『思想・教育・宗教・學術に関する調査報告会速記録』調査資料第16号（1940年7月）。塚本善隆「現代支那の仏教について」『東亜宗教事情』第11号（日華仏教研究会、1940年9月）。酒井忠夫「現代中国文化と旧宗教」仁井田陞編『近代中国の経済と社会』（刀江書院、1951年）。尚、小稿の執筆に際し以上の中で『宗教迫害事情』を特に参考とした。同著は、仏教者でもある著者が当時中国留学中に収集した資料を自己の体験も多少交えながら整理・翻訳したものであり、大変貴重な記録書となっている。小稿は同著に裨益される所が大きい。
- 3) 「今日…仏教・道教は日々に衰えて、いつまでも存続しえない状況である。仏教はすでに末法の途中の運氣にあたり、道教にも勢力不振の悩みがある。…あらましのところ、一県の仏寺道観どれも、十分の七を学堂にあて、十分の三を残して僧侶・道士を住まわせる。学堂のものに改めた田畑不動産は、学堂が七割をつかうが、従来どおり僧侶・道士は三割で生活する。」西順蔵・島田虔次編『清末民国初政治評論集』（平凡社、1971年）77頁。
- 4) 村田「孔教と淫祠—清末廟産興学思想の一側面—」。
- 5) 「上海仏教維持会致馮總司令電」『海潮音』第9巻第3期（海潮音社、1928年4月10日）。「馮玉祥總司令対棲霞山和上之演説」『現代僧伽』第1巻第12期（現代僧

- 伽社, 1928年9月1日)。「宗教迫害事情」1頁。
- 6) 林「清末民初における中国の廢仏毀釈について」。
 - 7) 1890～1947年。浙江省海寧縣長安鎮生まれ。中国仏教の近代化の一翼を担った人物として知られる。当時からマルティン・ルターに譬えられたほど、「仏教改革者」としての名声は高い。
 - 8) 僧伽とはサンガのことで、僧のことをいう。中村元ほか編『岩波仏教辞典』(岩波書店, 1996年) 511頁。
 - 9) 太虚の仏教改革運動については、拙稿「中国仏教の近代化を探る—太虚の初期仏教改革活動—」[立命館東洋史学]第23号(立命館東洋史学会, 2000年7月)。
 - 10) 近年の報告によれば寺廟の再興や仏教の復興が各地で行われており、こうした現象について注目されている。足羽興志子「中国南部における仏教復興の動態」菱田雅晴編著『現代中国の構造変動 5巻・社会—国家との共棲関係』(東京大学出版会, 2000年)。ディビット・ワンク「仏教復興の政治学—競合する機構と正当性—」同上『現代中国の構造変動 5巻』。謝荔「現代中国内陸部の宗教事情」[アジア遊学]24(勉誠出版, 2001年1月)など。
 - 11) 足羽興志子「中国のダルマパーラー—アジアの近代と仏教復興—」[アジア遊学]24号(勉誠出版, 2001年2月)。
 - 12) 釈東初著・河村孝照編『中国仏教近代史』(日本伝統文化研究所, 1999年)。陳兵・鄧子美著『二十世紀中国仏教』(民族出版社, 2000年)。鎌田茂雄『新中国仏教史』(大東出版社, 2001年)など。
 - 13) 「訓政綱領」(1928年10月3日中央党務會議通過)中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会『革命文献』第22輯(中央文物出版社, 1950年) 4356頁。
 - 14) 劉国新主編『中国政治制度辞典』(中国社会出版社, 1990年) 411頁。
 - 15) 以上は以下から要約。商務院書館編『最近三十五年之中国教育』(1931年)[民国叢書]第2編45(上海書店, 1990年)所収。「參, 教育政策及其闡述」[革命文献]第54輯(1971年) 252～73頁。阿部洋「中国近代学校史研究」(福村出版, 1993年) 243～62頁。
 - 16) 1896～1976年。江蘇省東台县の人。教育普及の研究に尽力。シカゴ大学卒業。コロンビア大学教育博士の学位取得。帰国後、南京江蘇大学(後に中央大学と改称)教授に就任。*WHO'S WHO IN CHINA Volume 4*, Shanghai, The China weekly review, April 23, 1932。(編集復刻版『中国人名録』第4巻, 龍溪書舎, 1973年) p219。丁錦均「邵爽秋与民生教育」[華東師範大学学報](教育科学版)第1期(総合第19期)1988年3月。
 - 17) 邵爽秋「廟産興学運動—一個教育經費政策的建議—」[現代僧伽]第1巻第5期(1928年5月16日)。
 - 18) 中村『岩波仏教辞典』271～2頁。
 - 19) 水野梅暁「支那仏教の現状について」(支那時報社, 1926年4月) 96～7頁。
 - 20) 清水董三「上海に於ける仏教団体(上)」[現代仏教]第7巻69号(大雄閣書房, 1930年1月) 28～38頁。
 - 21) 塚本善隆氏は、乾隆帝が「僧侶は山林寺院にこもって修行すべきもの」とみなした政策をとり、仏教が「寺院の中の僧のみの専有物になっていった」と論じている。こうした認識に基づき、ここでは清水董三氏の「世間的仏教」「山林仏教」という用語を引用した。塚本善隆「明・清政治の仏教去勢—特に乾隆帝の場合—」[仏教文化研究2](京都仏教文化研究所, 1952年)。同「中華民国の仏教」。
 - 22) 清水董三「上海に於ける仏教団体(下)」[現代仏教]第7巻70号(1930年2月)。
 - 23) 謝為何居士「我在仏教立場中之希望」[東亜宗教事情]17号(1941年9月) 12頁。
 - 24) K. L. Reichelt, *Truth and Tradition in Chinese Buddhism*, Shanghai, The Commercial Press, 1934。(台湾南天書局, 1990年復刻版) pp.224-8。
 - 25) 『宗教迫害事情』1頁。
 - 26) 以上に示した4点は、筆者の要約による。
 - 27) 「大学院制」は1927年7月に成立した。「中華民国大学院」が全国の最高学術機関とされ、教育行政・学術研究を管轄した。『最近三十五年之中国教育』254～5頁。「教育行政」[中華民国檔案資料滙編]第5輯第1編教育(1)(江蘇古籍出版社, 1994年) 26～7, 31～2, 37～9頁。
 - 28) 以上は、部「廟産興学運動—一個教育經費政策的建議」。
 - 29) 江蘇省・浙江省で1928年1月より施行が開始された「大学区制」では、「大学区」ごとに国立大学を一校設け、その大学区内の全ての学術研究と教育行政を管轄した。1929年7月まで行われた。『最近三十五年之中国教育』111～7頁。「教育行政」[中華民国檔案資料滙編]第5輯第1編教育(1)23～37頁。
 - 30) 「蘇縣教育長会閉幕」[申報]1928年4月21日。「县教育局連会開会(3)」[申報]1928年4月22日。
 - 31) 内政部とは、国民政府の内務行政事務を統轄する官庁で、かつての日本の内務省に相当する。
 - 32) 「薛内長主張改僧寺為学校」[新聞報](1928年2月19日)(『海潮音』第9巻第4期, 1928年5月9日刊所収)ここでは2月19日と記されているが、2月にはまだ薛篤弼は内政部長に就任しておらず、従ってこれは農暦で記されており、4月9日のことではないだろうか。
 - 33) 薛篤弼「薛内長復仏教会函」[申報]1928年4月20日。
 - 34) 「薛内長対破除迷信之解釈」[新聞報]1928年2月27日(『海潮音』第9巻第4期)。
 - 35) 「公」の概念を巡る議論は各種各様あり、小浜正子「近代上海の公共性と国家」(研文出版, 2000年)を始め様々あるが、本稿では特に言及しない。
 - 36) 内政部年鑑編纂委員会『内政年鑑』第4冊, 禮俗篇第8章寺廟之管理(1936年)(F) 125頁。
 - 37) 清水董三「(承前)上海に於ける仏教団体」[現代仏教]第7巻71号(1930年3月)。
 - 38) 「江蘇大学與廟産」[現代僧伽]第1巻第5期。
 - 39) 「江浙仏教連合会緊急會議の総評」[現代僧伽]第1巻第6期(1928年6月1日)。
 - 40) 『内政年鑑』第4冊(F) 125頁。
 - 41) 仏教界において、南京「中国仏学」・廈門「現代僧伽」・上海「威音」・寧波「弘法社刊」が設立。『海潮音』誌とともに論議を行った。『宗教迫害事情』2頁参照。
 - 42) これは僧侶たちの個人的な繋がりによる連合会とも

- いえ、また幾人かの居士たちの連合会ともいえるものではっきりとした形の機関というものではなかったようである。「江浙仏教連合会緊急会議の総評」『現代僧伽』第1巻第6期。清水「(承前)上海に於ける仏教団体」。
- 43) 江浙仏教連合会「薛内政長部長に呈する公文」『宗教迫害事情』13～4頁(原文未見)。
- 44) 「杭州仏教会通電」『海潮音』第9巻第4期。
- 45) 「浙江仏教連合会上政府呈文」『海潮音』第9巻第4期。「江浙仏教連合会緊急会議の総評」『現代僧伽』第1巻第6期。
- 46) 「江浙仏教連合会緊急会議の総評」『現代僧伽』第1巻第6期。清水「(承前)上海に於ける仏教団体」。
- 47) 「国民政府下之第一次全国教育会議」『教育雑誌』第20巻第6号(教育雑誌社, 1928年6月20日)7頁。
- 48) 『内政年鑑』第4冊(F)125頁。
- 49) 太虚「全国仏教代表会議」・「全国仏学会之組織」『海潮音』第9巻第5期(1928年6月7日)。
- 50) 「内政部薛部長致中国仏学会函(8月1日)」『海潮音』第9巻第7期(1928年8月8日)。
- 51) 「中国仏学会準備処緊要啓事」『申報』1928年8月7日。
- 52) 「太虚法師呈内政部整理宗教文(6月23日)」『海潮音』第9巻第5期。水野梅暁「民国十八年度に於ける支那仏教徒の行動」『現代仏教』(1930年1月)。
- 53) 「国民政府内政部批」『海潮音』第9巻第5期(1928年6月7日)。
- 54) 『内政年鑑』第四冊(F)303～4頁。「内政部頒布寺廟登記條例(10月2日)」『海潮音』第9巻第9期(1928年10月3日)。
- 55) 「太虚の西遊」『現代仏教』第6巻2月号(1929年2月)。
- 56) 例えば「禁止婦女纏足例」(1928年4月)「禁畜弁髮例」(1928年5月)「廢除卜筮星相巫覡堪輿辦法」(1928年9月)など。『中華民國檔案資料匯編』第5輯第1編文化〔4〕民俗禮儀(1)改良習俗(2)取締陋習(3)廢除神祠邪祀迷信活動(江蘇古籍出版社, 1991年)424～514頁を参照。
- 57) 三谷孝「南京政府と迷信打破運動」『歴史学研究』第455号(青木書店, 1978年)。
- 58) 「内政部革除積弊之通令(統)」『申報』1928年5月4日。
- 59) 丘達「排除神祠運動談」『江蘇旬刊』11(1928年12月)。訳は三谷「南京政府と迷信打破運動」9頁を参照。
- 60) 「打毀神像與破除迷信問題」『江蘇省政府公報』第64期(1928年12月17日)に所収されている江蘇省党務指導委員会の省政府宛書簡。
- 61) 「蘇省党政委員的連席會議」『現代僧伽』第1巻第13期(1928年9月16日)。
- 62) 「蘇省党部摧毀封建勢力法案」『民意』9(原文未見, 三谷「南京政府と迷信打破運動」8頁参照)。
- 63) 「修正管理寺廟條例」1921年5月20日公布。『内政年鑑』第4冊(F)110～2。
- 64) 『最近三十五年之中国教育』265～7頁。
- 65) 以上は、「令查復井田等収廟產案」『江蘇省政府公報』第55期(1928年10月15日)。「管理寺廟新例未頒以前暫仍其旧」『江蘇省政府公報』第59期(1928年11月22日)。
- 66) 以上については、「呈請別訂處分寺廟條例」『江蘇省政府公報』第50期(1928年9月10日)。「令禁如舉違令毀城隍廟」『江蘇省政府公報』第60期(1928年11月19日)。
- 67) 「管理寺廟條新例未頒以前暫仍其旧」『江蘇省政府公報』第59期(1928年11月12日)。
- 68) 「仏教要聞之要聞」『現代僧伽』第1巻第18期(1928年, 月日は不明。ただし, 9月16日～12月16日の間)。
- 69) 「慈溪県長の殺僧無罪演説」『宗教迫害事情』72頁。「關於「慈溪県僧衆之恐怖万状」的更正」『現代僧伽』第18期。
- 70) 「打毀神像與破除迷信問題」『江蘇省政府公報』第64期。
- 71) 『内政年鑑』第4冊(F)112。
- 72) 以上は以下参照。『宗教迫害事情』20～36頁。「神祠存廢標準」立法院編訳処編『中華民國法規彙編』第3巻第4編内政第6類禮俗編第2款宗教寺廟(中華書局, 1933年), 807～14頁。「(2)淫祠邪祀之廢除」『革命文獻』第71輯(1977年)290頁。
- 73) 「寧波搗毀偶像記」『申報』1929年1月20日。
- 74) 「海門文県長呈報工作情形」『江蘇省政府公報』第69期(1929年1月28日)。
- 75) (英mob)〔モップ〕群衆。特に暴徒をいう。日本国語大辞典第二版編集委員会編『日本国語大辞典』第12巻(2001年, 小学館)1312頁。
- 76) 藤井「最近国民政府の發布した宗教法令」。塚本「現代支那の仏教について」。三谷「南京政府と迷信打破運動」5頁。
- 77) 「浙江全省仏教会振興順利」『現代僧伽』第1巻第19期(1928年12月16日)。
- 78) 中国仏学会「仏廟と神廟の區別に関する請願文」(1928年11月)『宗教迫害事情』19～20頁(原文未見)。
- 79) 『宗教迫害事情』1頁。
- 80) 丘「廢除神祠運動談」。
- 81) 「泉州举行破除迷信運動」『申報』1929年1月23日。
- 82) 「懷遠打城隍廟風潮掀起大波」『時報』1929年1月10日。「寧波破除迷信大会」『時報』1929年1月16日など。
- 83) 「浙江省政府民政庁代電」(1929年1月29日)『浙江民政月刊』第15期(浙江省民生庁, 1929年2月5日刊)。牧田「清末以後に於ける廟産興學と仏教教団」101～2頁。
- 84) 以上については以下に詳しい。三谷孝「南京政權と江北民衆暴動」『近代史研究会通信』No.2(中国近代史研究会, 1976年7月)。同「南京政府と迷信打破運動」。
- 85) 「内政部維護各地寺廟佛像」『申報』1929年1月4日。
- 86) 「塩城教育界慘劇之略報」『教育雑誌』第20巻11号(1928年11月)。「塩城教育界慘劇之真相」『教育雑誌』第20巻12号(1928年12月)。
- 87) 「管理寺廟條例神祠存廢標準兩者不能並行」『江蘇省政府公報』第73期(1929年3月1日)。
- 88) 「内政部維護各地寺廟佛像」『申報』1929年1月4日。「内部濫電, 毀滅神祠應依標準禁止任意妄毀」『江蘇省政府公報』第70期(1929年1月28日)。
- 89) 「内部令緩廢神祠」『新聞報』1929年1月18日。

- 90) 「国府令各省市处理廟産暫緩 3 月」『海潮音』第 10 卷第 3 期 (1929 年 4 月 29 日)。
- 91) 1929 年 3 月 4 日訓令。「内政部咨廢止神祠存廢標準」『江蘇省政府公報』第 81 期 (1929 年 3 月)。
- 92) 1929 年 1 月 25 日發布。「令知寺廟管理条例」『江蘇省政府公報』第 74 期 (1929 年 3 月)。
- 93) 『内政年鑑』第 4 冊 (F) 112。
- 94) 例えば、1929 年 4 月に江蘇省嘉定県国民党党部執行委員会は、「神像剷除」などのピラをまき、城隍廟や神像を破壊した。「嘉定県党部印發搗毀神像伝單」『江蘇省政府公報』第 126 期 (1929 年 5 月 4 日)。
- 95) 「函請飭知廢止寺廟須呈報該准」『江蘇省政府公報』第 155 期 (1929 年 6 月 10 日)。
- 96) 「处理管理寺廟条例江陰縣城隍廟應依寺廟管理条例弁理」『江蘇省政府公報』第 161 期 (1929 年 6 月 17 日)。「寺廟管理条例」『中華民國檔案資料匯編』第 5 輯第 1 編文化(2) 1017～9 頁。
- 97) 張朋園・沈懷玉合編『国民政府職官年表』(1925～1949) 第 1 冊 (中央研究院近代史研究所史料叢刊(6), 1987 年) 354～6 頁。陳之邁『中国政府』第 2 冊 (1946 年) 『民国叢書』第 3 編 20 (上海書店, 1990 年) 所収, 46 頁。
- 98) 熊希齡は、青年時代に維新派の譚嗣同や梁啓超との関わりから仏教思想の影響を受けて仏法信奉を行った。「双清居士」と自ら号し、社会慈善事業に力を注いだ。潘桂明『中国居士仏教史』下 (中国社会科学出版社, 2000 年) 884～5 頁。
- 99) 「熊希齡関于設立整理宗教委员会以安定社会補助政治等問題致蒋介石函」『中華民國檔案資料匯編』第 5 輯第 1 編文化(2) 1020 頁。
- 100) 「江蘇省政府有沒收廟産之提議」『現代僧伽』第 2 卷第 27・28 期 (1929 年 5 月 1 日)。
- 101) 1 万 7 千余とも伝えられる。「四川省仏教会為寺廟管理条例呼籲」『現代僧伽』第 2 卷第 25・26 期 (1929 年 4 月 1 日)。
- 102) 「四川仏教团体力争寺廟条例之激昂」『海潮音』第 10 卷第 3 期 (1929 年 4 月 29 日)。
- 103) 「中国仏教会開會感言」『現代僧伽』第 2 卷第 27・28 期 (1929 年 5 月 1 日)。
- 104) 「六月三日中国仏教会第一次執監委员会會議記事」『海潮音』第 10 卷第 6 期 (1929 年 7 月 26 日)。
- 105) 『宗教迫害事情』2 頁。
- 106) 「管理寺廟条例緩行」『現代僧伽』第 2 卷第 29・30 期 (1929 年 6 月 1 日)。
- 107) 「令知管理寺廟条例暫緩施行」『江蘇省政府公報』第 168 期 (1929 年 6 月 25 日)。
- 108) 「江蘇省政府復国府文官処公函」『海潮音』第 10 卷第 8 期 (1929 年 9 月 26 日)。
- 109) 「国府慎重处理各地廟産」『海潮音』第 10 卷第 9 期 (1929 年 10 月 26 日)。
- 110) 「江蘇省府復国府文官処公函第一六四五号」『海潮音』第 10 卷第 8 期 (1929 年 9 月 26 日)。
- 111) 「令行転行各県教育局母違部令佔寺奪産」『江蘇省政府公報』第 253 期 (1929 年 10 月 3 日)。
- 112) 以上については「江陰邑廟搗毀後余聞」『時報』1929 年 10 月 14 日。
- 113) 「致立法院院長請採納各方意見修正寺廟管理条例從中援助並請示復函」『中国仏教会月刊』第 4 期 (中国仏教会, 1929 年 10 月)。「中国仏教会月刊」はのちに『中国仏教会公報』と改称された。
- 114) 「本会呈立法院請採納各方意見修正寺廟管理条例文」『中国仏教会月刊』第 4 期。
- 115) 「訓政時期中底学僧應有怎樣的学養和工作」『現代僧伽』第 2 卷第 37・38 期 (1929 年 10 月 1 日)。
- 116) 「邑廟处理弁法」『時報』1929 年 10 月 26 日。
- 117) 『内政年鑑』第 4 冊 (F) 302。
- 118) 「国民党中央社会部関于監督中国仏教会意見致蒋介石函件及国民政府文官処復函」(1940 年 6 月) 『中華民國檔案資料匯編』第 5 輯第 2 編文化(2) (江蘇古籍出版社, 1998 年) 780 頁。
- 119) 「監督寺廟條例」述評『現代僧伽』第 2 卷第 43・44 期 (1930 年 6 月 1 日)。
- 120) 大醒「民国十八年の中国仏教」『現代僧伽』第 2 卷第 43・44 期 (1930 年 6 月 1 日)。
- 121) 劉「中国政治制度辞典」372 頁。
- 122) 「内政部請通令各省(市)政府查禁幼年剃度呈与行政院批」『中華民國檔案資料匯編』第 5 輯第 1 編文化(1) 436～7 頁。「幼年剃度之取締及僧道職業化之提唱」(録自、「行政院工作報告」行政院秘書処編印, 1935 年 11 月) 『革命文献』第 71 輯 (1977 年), 290 頁。
- 123) 「湖南省党政機関對於寺産僧伽之整頓」『湘郷教育週刊』87 期 (『海潮音』第 10 卷第 8 期所収)。
- 124) 大醒「全国仏教徒代表大会代表須知」・「本会為内政會議関於「僧侶職業化」呈内政部文 (20, 1, 23)。」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』(中国仏教会, 1931 年 4 月)。「内政年鑑」第 4 冊 (F) 126。「政府の僧侶職業化案」『宗教迫害事情』94～5 頁。
- 125) 「内政會議第三次大会 (丙) 礼俗編」『申報』1931 年 1 月 21 日。
- 126) 「提唱僧道職業化」『内政年鑑』第 4 冊 (F) 126。
- 127) 「本会為内政會議関於「僧侶職業化」呈内政部文 (20, 1, 23)。」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』。
- 128) 「提唱僧道職業化」『内政年鑑』第 4 冊 (F) 126。
- 129) 「幼年剃度之取締及僧道職業化之提唱」『革命文献』第 71 輯, 290 頁。「提唱僧道職業化」『内政年鑑』第 4 冊 (F) 126。
- 130) 中央大学「附録中華民國廟産興学促進會宣言」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』。
- 131) 太虚「由第二次廟産興学運動說到第三届全国仏教徒大会」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』。
- 132) 「中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊」では「從打鎖廟産興学運動到開第三届全国代表大会特刊目錄」と題された特集号が組まれた。
- 133) 南京国立中央大学「附録中華民國廟産興学促進會宣言原文」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』。
- 134) 「本会呈行政院関於護教護産文」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』。
- 135) 「内政部批禮字第五号」『中国仏教会報 1930 年 9 月～1931 年 3 月合刊』。
- 136) 太虚「全国仏教徒代表大会提案」『中国仏教会報

- 1930年9月～1931年3月合刊]。
137) 「邵爽秋等對於約法草案国民教育章之意見」【申報】1931年5月9日。
138) 「促進會約法會議に提案す」【宗教迫害事情】97頁。
139) 「国府通令保障仏教徒權利」【現代僧伽】第4巻第3期（1931年10月15日）。
140) 「国民政府新約法制定關於宗教者」【現代僧伽】第4巻第2期（1931年6月15日）。
141) 「各地壇廟不得駐兵」【申報】1931年5月24日。
142) 「国民政府訓令」第400号（1931年8月1日）【国民政府公報】第23冊（河南大学出版社，1989年）。
143) 「廟産興学促進会」【時事新報】1931年6月24日。
144) 太虚「我的仏教改進運動略史」【太虚大師全書】29文叢¹⁹（善導寺仏教流通処印行，1998年）。
145) 釈印順編「太虚法師年譜」（宗教文化出版社，1995年）176頁。
146) 「内政部頒布寺廟産業興弁公益慈善事業」【現代仏教】

- 第5巻第8・9・10巻合訂（1933年4月10日）。第5巻より「現代僧伽」は「現代仏教」に改称された。
147) 以上は，【内政年鑑】第4冊（F）125～6。「寺廟興弁公益慈善事業実施弁法」【中华民国法規彙編】第3巻第4編内政4類社会第1款第1項賑災。
148) 「宗教迫害事情」3頁。
149) 「宗教迫害事情」3頁。
150) この頃の廟産興学と関わる仏教界「内」の展開については，別の機会を待ちたい。

[附記] 今回小稿の執筆にあたり，日本传统文化研究所長河村孝照先生，（財）台北市浄法界善友文教基金会責任者葉阿月先生に，資料の搜索に際してお世話になった。特に葉先生は台北市内の図書館・寺院を巡る際に便宜を図って下さった。此処に記して心よりお礼を申し上げたい。